

○鉄道・航空機利用旅行等に係る旅費の取扱いについて(通達)

(平成 21 年 3 月 26 日岡会第 167 号)

改正 平成 24 年 3 月 28 日岡会第 143 号例規

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

旅費の取扱いについて、下記のように定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

なお、鉄道・航空機利用旅行等に係る旅費の取扱いについて(通達)(平成 20 年 3 月 28 日岡会第 142 号例規)は、廃止する。

記

1 旅費の節減に関する取組みの徹底

旅行命令権者は、旅費の節減のため、出張する職員が宿泊料と航空賃又は鉄道賃をセットにしたパック商品(以下「パック商品」という。)のほか、割引航空券、鉄道の回数券及び各種の割引切符(以下「割引航空券等」という。)の利用しやすい環境を整え、その利用促進に努めることとする。

2 パック商品を利用して旅行する場合の取扱い

(1) 旅費の調整

職員がパック商品を利用して旅行する場合の旅費については、当該パック商品における宿泊料と航空賃又は鉄道賃の設定のいかんにかかわらず、次のとおりとする。

ア 旅費の負担区分が警察法施行令(昭和 29 年政令第 151 号)第 2 条の規定により国庫支弁となる場合

(ア) 宿泊料

宿泊料は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。)別表第一に規定する宿泊料定額を支給する。

(イ) 航空賃又は鉄道賃

航空賃又は鉄道賃は、パック商品の額から宿泊料定額を差し引いた額を支給する。ただし、夕・朝食代又はそのどちらかが含まれていないパック商品を利用する場合は、当該航空賃又は鉄道賃に次表の区分に該当する額を加算するものとする。

行政職俸給表(一)等 による区分	夕・朝食代が含まれて いない場合	朝食代のみが含まれて いない場合	夕食代のみが含まれて いない場合
指定職の職務にある	3,000 円	1,000 円	2,000 円

者			
7 級以上の職務にある者	2,600 円	900 円	1,700 円
6 級以下 3 級以上の職務にある者	2,200 円	700 円	1,500 円
2 級以下の職務にある者	1,700 円	600 円	1,100 円

イ 旅費の負担区分が県費支弁となる場合

(ア) 宿泊料

宿泊料は、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号。以下「旅費条例」という。)別表第一に規定する宿泊料定額を支給する。

(イ) 航空賃又は鉄道賃

航空賃又は鉄道賃は、パック商品の額から宿泊料定額を差し引いた額を支給する。ただし、夕・朝食代又はそのどちらかが含まれていないパック商品を利用する場合は、当該航空賃又は鉄道賃に次表の区分に該当する額を加算するものとする。

行政職給料表等による区分	夕・朝食代が含まれていない場合	朝食代のみが含まれていない場合	夕食代のみが含まれていない場合
指定職の職務にある者	3,000 円	1,000 円	2,000 円
指定職の職務にある者以外の者	2,200 円	700 円	1,500 円

(2) 支給限度額

パック商品を利用して旅行する場合の宿泊料と航空賃又は鉄道賃の合計額は、普通航空運賃又は通常の鉄道賃に宿泊料定額を加算した額を超えることができない。

なお、通常の鉄道賃とは、旅費法第 16 条又は旅費条例第 14 条に規定する鉄道賃をいう。

(3) パック商品利用時における宿泊先の選択

パック商品については、出張者が用務先等により宿泊先を選択して差し支えなく、最も低料金の宿泊先の利用を強いるものではない。

(4) 旅行命令の取消し・変更の場合の取扱い

旅行命令の取消し・変更により、パック商品の払戻しが生じた場合は、キャンセル料金を旅費として支給する。

3 割引航空券等を利用して旅行する場合の取扱い

割引航空券等を利用して旅行する場合の航空賃又は鉄道賃は、実費額による。

なお、鉄道の回数券を利用する場合は、回数券 1 枚当たりの単価に基づいて算出した金額を各旅行者に支給することとする。また、旅行命令の取消し・変更により、割引航空券等の払戻しが生じた場合は、キャンセル料金を旅費として支給する。

4 パック商品、割引航空券等以外の方法により旅行する場合の取扱い

旅費の負担区分が国庫支弁となる場合において、次のいずれかの方法により旅行する場合の旅費の取扱いは、次に定めるところにより、旅費を減額調整することとする。

(1) 船舶を利用して旅行する場合の取扱い

船賃は、実費額による。ただし、警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号)第9条第4号の規定により旅行する場合を除き、旅費法第17条に規定する船賃を超えることができない。

(2) 通勤定期乗車券を利用して旅行できる場合の取扱い

職員が通勤定期乗車券を利用して旅行することができる場合は、当該旅費を減額調整して、支給することとする。

(3) 徒歩により旅行する場合の取扱い

職員が徒歩により旅行する場合は、徒歩区間の車賃は、支給しないこととする。